

松本清張全集 28

松本清張全集 28

文藝春秋

松本清張全集 28

天保図録 下

定価 1400円

1973年11月20日第1刷 1978年4月15日第4刷

著者 © 松本清張

発行者 樫原雅春

発行所 株式会社 文藝春秋

〒102 東京都千代田区紀尾井町3

電話(代表)03-265・1211

印刷所 凸版印刷株式会社

落丁乱丁はお取替します

天保図録
下

3

解説 井上ひさし

464

装帧 伊藤 憲治

天保凶錄
下

大奥への指

水野越前は、すでに天保十二年の暮れに十組問屋の廃止を政令で発した。菱垣廻船という商船問屋や、十組問屋の仲間株札を廃して、その冥加金一万二百両を免除し、従前の規定にかまわず、船主、荷主相対（相談ずく）で便利の船に積み込んでよろしい、右の廻船に積み込んできた商品は誰でも勝手に相対で売買し、何商売にかかわらず新たに開業すること勝手たるべし、と改めた。

これはずっと前にも書いたように、江戸の市民が年々物価高で困却するのは、ひっきよう、各商売の同業組合があつて生産地を独占し、売買価格を自分らの都合のいいように操作するからだと解釈しての禁令だった。

これは、天保改革令の中でも大きな問題で、江戸市内の経済界を攪乱した。商人たちは水野忠邦を憎んだくらいである。

十組といつても、これは元禄七年にはじめて、太物、小問物、綿店など十種類に限られていたが、その後組合数が増して、天保の禁令が出たころは六十五組に及んでいる。

つまり、商品のほとんどが同業組合の独占になっていたわけであるから、経済界の混乱が来たのも無理はない。

独占となれば、商品の値段が勝手に上げられ、消費者は彼らの一方的に決めた高い品物を買わなければならないことになる。忠邦は、この制度を破壊することによって物価の下落、生活安定ができるものと信じていた。

また、組合の撤廃をしただけでなく、問屋、仲買、小売の組織も破壊しようとし、問屋という名称は悉く葬らせた。現在で云えば、一種の「流通革命」をはかったといえる。しかし、組合廃止、問屋勝手の新しい法令は、物価の下落には役立たなかった。

十三年四月七日の物価引下げ諭告は、

「このたび諸品値下げの儀仰せ出されたのは細民の生活安定のご仁慈で、ありがたいご趣旨につき、商人は力の及ぶ限り値下げいたすべきはずのところ、表向きだけ値下げをして内実は品質を落としたり、または目方を減らしたものもあり、右の類の不埒な商人はお上のお耳にも達するから、さように心得よ。ゆえに、この趣旨を嚴重に心得て商品の精良をはかり、量目たっぷりにし、値段も安くしなければならぬ。もし、この諭告を聞かずに不正の商いをするなら、どのようなお咎めがあるかもしれないから、あらかじめ申し聞かせる」

という文句だったが、値下げの効果はなかった。

同じく五月十二日に奉行所からまた重ねて諭達を出した。

「十組の上納金さえ許したご趣旨をありがたいとも思わ
ず、未だに値下げを行なわなければならないのはなほだもって怪し
からぬことである。早々断行するがよい。しかし、元方
が下落しないからできないと云うならば、元方の掛合い
はこちらで取り計らってやるから、斟酌なく書面をもつ
て申し出るがよい」

生産地の値段を一片の政令や幕府の權威で引き下げよう
とすると、水野忠邦の甘い経済政策觀念があつた。
むろん、値段はそれでいっこうに下がらないのである。

組合株廃止などという経済界の大変革を幕府が行なつた
ので、逆に人心不安となつた。問屋商人は独占の特權が失
われたうえ、いつでも、誰でも、その商売をしていいとい
うところから、同業者が増加し、利益がうすくなった。し
たがつて、商売に意欲を失ひ、かえつて商品の取扱いをし
なくなつてきた。

また生産地でも、これまでのような組合によつて一括買
上げという便利な方法と、支払保証という安心感がなくな
つたうえ、お上のお布令で安い品を売ることから、
これまた生産を手控えるようになった。そのため市場から
はかえつて商品の姿が消えていくという奇現象を呈した。

のみならず、忠邦の経済政策ではどのような改革が行な
われるかわからないということで人心は競々とした。貸

金なども、いつ棒引きの徳政が出るかわからないというの
で、たいそうな高利ででもなければ、金を貸す者がなくな
つた。このため金融が逼迫してきた。

そこで、忠邦は十三年九月に利息制限法を出して、これ
を緩和しようとした。つまり、年利一割を公定利率とし、
それ以上の高利の金は貸してはならぬということになつた
のだ。

「右の定めのほか種々の名目で多分の雜費を取ることは
相成らぬ。これ以前に公定以上の高利で貸し出してあつ
たものも、今後は新法に直して利息の計算をすべし。巷
の風聞にあるような徳政まがいの法令は向後決してない
から、みんな安心して貸し出し、金融の円滑をはかるが
よい」

という布令だ。

貸金の利息を制限するにつれて、十三年十二月には質の
利息も制限した。

奉行所からは市内の物価の引下げを矢のように責めてく
る。だが、市内の店はその引き下げるわけにはいかないの
で、その間にはいった名主は、そのつど、奉行所から叱ら
れ、店から恨まれ、板挟みとなつてきりきり舞をした。

ともかく値下げを承知したぶんは奉行所でいちいち讀書
を差し出させた。すでに同業組合がなくなつてしまつたの

で、その品の種類は百余種にも上ったが、各戸まちまちの届けて奉行所にはその請書が山積するありさまだった。

その書類は、たとえば袋物、酒、蠟燭、味噌、油、大工、左官、日傭取、石工などの賃銀、また紙類に至るまで、ほとんど全商品に亘っている。

しかし、商品が値下がりしない根本理由は、文政元年から天保九年に至るまでの二十一年間、幕府が後藤三右衛門に命じて通貨の改鑄を行なってきたからである。つまり、三十万両の吹替えて幕府に十万両の益金があったというくらいだから、そのぶんだけ新しい貨幣には銅か鉛か錫かが混入されて品質を下げたわけである。通貨の品質が劣等になれば、物価が高騰するのは自然の道理だ。忠邦はそれに眼をつぶって、幕府の威厳だけで値下げを断行しようとしたのだ。

後藤三右衛門は、その吹替えによってこれまでに益金合計四百五十万両を上納し、天保八年にも益金三十八万両を上納している。幕府は通貨を粗悪にすることによってそれだけ儲けたわけだが、これは財政逼迫の前には焼け石に水でしかなかった。

しかも、後藤三右衛門は、つづいて忠邦に通貨の吹替えを印旛沼開墾用金の交換条件として申し込んでいる。吹替

えのたびに後藤も幕府と同じように大儲けをしているので、その味が忘れられないのだ。吹替え手数料は法定で決まっているが、後藤がそれほど吹替えを希望するのは、それ以外の含み利益が十分にあるからである。

その手品は当の後藤三右衛門のほかに、忠邦、鳥居ぐら

いしか知らぬ。

金銀の吹替えをするには、もとより、在来の通貨の流通を停止して、これを地金にしなければならぬ。

そのため、文政年度の文字金銀、草字二分判、二朱銀、一朱銀の通用を今後残らず停止するとした。さらに古金銀の通用停止になった品を持っている者は、多少にかかわらず全額の数量を書きしるして差し出し、引替えを受けるようにたびたび布令を出した。が、あまり差し出す者がないとみえて、さらに追いかけて布令を発した。

「古金銀を出さない者は、ひっきょう、暮らしに困らない者どもで、品質が良いと思って匿しておくからであらう。しかし、金銀の宝たるゆえんは世上に通用すればこそ宝になるので、すでに通用停止のものを個人の手もとに囲っておいたのでは天下の宝というものではない。お上の造られた天下の宝を個人で死蔵するなどは民を思うのご趣旨に背き、もつてのほかであるから、重き罪科に処すものである。しかし、その場合になつて後悔するの

は不憫の至りなので、ここに改めて論す次第である。もし、発覚したるうへは、没収したうえ重きお咎めを蒙るから、よくよく料簡して違背なきようにするがよい」

さらに十月十一日の布令には、その効果がうすいとみて、「古金銀の引替期間は今年十月限りであったが、引替期限を来卯年十月いっぱいまで行なうこととする。引替所より五里以上離れた場所の引替えは入費手当を支給する」

脅し文句でも効果がないとみると、さらに一年も延期、しかも遠隔の土地にいる者は引替所に来るまでの手当を出すというのだから、いよいよ幕府も困り果ててのことである。誰しも純度の高い金貨を銀、錫の混じった悪貨と交換する者はない。市民が交換を渋るのも当然だった。この法令の恫喝は町奉行鳥居甲斐の進言による。

だが、後藤三右衛門の魔術は、過去の金銀吹替えだけでも不思議な身上を作っている。しかも、なお、彼は忠邦に新しい吹替えをさせたがっている。

忠邦には、目下、二つの事業目標がある。一つは、いうまでもなく、印旛沼の開鑿工事の一件だ。一つは、来年（十四年）四月に、ぜひとも現將軍家慶を日光廟に参詣させたいことである。

これは家慶からの希望であった。

「日光社参のことは有徳院さま（八代吉宗）以来、絶えている。いつもいつも上野の御廟では仕方がない。この際、諸大名を従え、日光まで詣ったなら、神君のおよろこびのみならず、公儀の威勢を諸大名、百姓の上に示すことができる。越前、ぜひ、これを実現させよ」

家慶の心中にも幕府の權威の衰退が感じられているのだ。外は外夷の船が近海に出没している。内は、府庫の窮乏と、世上の物価高と、急激な改革とで人心の動揺がある。この際の將軍日光社参は幕府健在の示威である。

それは忠邦にも理解できるが、なにしろ、これには少なからず金がかかる。府庫は貧乏だから、またしても後藤三右衛門から金を出させなければならぬ。

後藤は、新貨吹替えという甘い汁の確約でも忠邦から取りつけない以上、畏りました、とすぐに金を出すはずもなかった。彼がのちに忠邦にさし出した意見書の中でも、「去る亥年（天保十年）二十万金の上金（献金）をしましたあと、私はじめ役人ども（後藤家の手代のこと）にいたるまで家財も乏しく相成り、貯え金はなほだ僅少の折柄……」

と書いて、手もとに余裕のないことを云っている。

しかし、この後藤三右衛門の泣き言にかかわらず、忠邦は後藤が少なからざる隠し財産をもっていることを知って

いた。過去二回の吹替えて、純度の高い古金銀を地金に潰して造り替えることはせず、その原形のままにごまかして密蔵していることを察しているからだ。それも夥しい量だと推定している。

その証拠に、印旛沼の開鑿工事の費用を負担させようとすると、三右衛門はその交換条件に、またまた貨幣の吹替えをさせ、自分に官位をくれるかどうか、という意図をほめかしている。もし、後藤が云うとおり、彼に金がなく、さかさにしても鼻血も出ないような状態だったら、こんな条件を持ち出すはずはないのだ。

忠邦にしてみれば、後藤が厩大な財産をつくったのも、幕府のおかげであり、それを見て見ぬふりをしているのも、自分たち幕府の執政者の好意であるから、こっちが困ったときは少しぐらいは出してもいいではないか、という肚がある。

忠邦は、これを鳥居甲斐守に相談した。

後藤を直接に呼んで、忠邦から彼にじかに話すよりも、甲斐の知恵を借りたほうがよいと考えたからだ。三右衛門と直談判では、彼に断わられたとき、忠邦は面目を失すると同時に、交渉はそれきりになってしまう。それよりも、後藤と格別に親しい鳥居の意見を聞いて、彼から交渉させ

たほうが有利だと判断した。

このころの鳥居は、後藤と親しいという段ではなく、その両者の密着はいよいよ深まり、後藤家では鳥居の伴など招いたりして交際している。忠邦は後藤から、時候見舞などの名目で、ときどき立派な首物などもらっているが、鳥居にも同様なものが行っているにちがいないし、あるいは忠邦以上の豪勢な金品が贈られているかもしれない。後藤に御用金の用途を申しつけるには、忠邦も鳥居を無視することができない。

忠邦が鳥居をひそかに呼んで、この次第を云うと、

「將軍家の日光社参の儀は、時節柄、まことに結構だと思えます。ぜひ、おやりください。しかし、その費用の一部を後藤に出させるのは、ちと、彼がかわいそうのようです……そのわけは、後藤はこれまでたびたび、莫大な御用金をつとめてきたから、世間が思っているほど金はありません。三右衛門は、越前殿もご承知のように律儀な商人で、吹替分一（改鑄の手数料に総高の一パーセント）のほか利得を取っていない。わたしは、彼と懇意だから、家の中の事情がよくわかっていますよ」

と、鳥居は尖った顔を屹と向けて大きな声を出した。

「うむ、そうかのう」

忠邦は蒼白い顔をして腕を組んでいる。彼は鳥居の反対

を押し返すことができない。

一つは、忠邦は自分の政策を遂行するうえに、鳥居を、絶対必要としていた。鳥居くらい忠実に忠邦の方針を行政上に生かしてくれる者はない。鳥居のその処罰主義は少々苛酷（かこく）と忠邦にも思われるが、それは要するに鳥居の腕が切れるからであり、現在の改革はそれぐらいの荒療治をしないとやはり効果はあるまい、と忠邦も是認している。

次には、鳥居と同じように忠邦も後藤三右衛門から過ぎたる音物をもらっている。立派な贈り物をもらうというのは収賄である。三右衛門は兩人に贈賄しているわけである。もらっている兩人からいえば、互いに収賄という共同の弱い立場にあるわけである。忠邦が鳥居には強く出られない理由である。

「では、日光社参のことでは、後藤のほうはいちおうあきらめよう」

忠邦は自案を撤回した。鳥居が後藤の側に立ってその利益を代弁している、とわかつててもそれを衝くことができない。甲斐め、後藤の毒が身体に回っているな、と思っても攻撃することができなかった。

「それがよろしいと思います」

と、鳥居は平気で云った。

「後藤には印旛沼のときがありました。この際、少額を

出させるよりも、あとの場合に備えたほうがよろしいでしょう」

「うむ」

「しかし、日光お詣りのことは、ぜひ、おやりになったがよろしい。上さまのお望みなら、あなたのために結構だと思います。なに、費用はなんとかやり繰りすればよいでしょう。そんなことを云ってられないくらい、こっちは大事ですよ」

鳥居は、忠邦の心底を見抜いたようにすすめた。鳥居から強い調子で云われると、どんな困難なことでもやつのけられそうな勇氣が出る。彼の顔には、誰にでもそう思わせるような自信がみなぎり溢れているのだった。相手の心を見抜く洞察力が鋭い。

鳥居は、忠邦が家慶の意に沿いたがっていると判断した。忠邦の真意は、少々苦しくとも、この際、家慶の信用をかためようとしているのだ。改革の進行につれていろいろ苦情が出てきているが、反水野派がそれに乗じないともかぎらない。そのような策動を封じするには、依然として將軍の信寵（しんちゆう）が篤いことを見せておかねばならないのだ。將軍日光社参を成功させ、次には印旛沼の工事を成就させる——この二つの事業が忠邦安泰の基礎であった。これが成就すれば、もはや、いかなる反対勢力も彼の前には息をひ

そのめるであろう。彼の優位は絶対的となる。この絶対体制の中で、彼は対外政策など、重要な国策を推進したかった。

現在では、まだ忠邦の内閣体制が絶対強固だとは云いえない。これといって目立った現象は何もないが、どこかに忠邦を不安にさせるものがある。現閣僚のなかでも土井大炊頭利位は忠邦とほとんど同格に近い（水野を総理とすれば、土井は副総理格）重鎮だが、彼とても忠邦の意見に異を唱えたことはない。万事、順応してくれているのだ。

それでも、忠邦は、今のままでは、自分の位置に安堵できない。鳥居甲斐のように、押しまくってやれ、と思っても、どこか自信のゆらぎを感じる。――

「諸又下総は、元来凹陥りの地多く、水利宜しからざる国にして、大なる泥沼数カ所に在るが故に、年々水災に困める村落少からず。然るに其の近傍の河川を深くして、満水を落とすが故に、其沼は皆自ら乾きて、肥良なる土地となり、下総一国にても、凡十万石有余の新田起こる可きのみならず、全州の人民水損の患難を免るべし。又其中に就て、最大なる者は、印旛沼なり。爰をば同国の西浜なる検見川の辺より漸々掘上りて、彼沼に至り、且此沼より利根川に通ずる所をも広げて、其幅三十間以上なる一条の大河となし、内洋より直に東海に水路を通ぜしめ、以て奥羽及び諸州より廻船運送の便利を専ら主

となし、国家和平なる時は、能く海舶風波の患難を保護し、不虞ある時は、軍用及び都下人民の穀米に欠乏なからしむべし。……」

近ごろの忠邦は佐藤信淵の「内洋経緯記」を手放したことがない。

この本は佐藤信淵が天保四年にその子に筆記させたものだが、印旛沼の開鑿利用については、いいことづくめで埋まっている。

佐藤信淵はいま忠邦の知遇を得て、その下問にいろいろと答えている。「復古法概言」は、その答申に沿った著だが、もともと信淵は蘭学を修め、天文、地理、暦算、測量などの技術も身につけている。例の「蛮社の獄」にも連座したが、わずかに罪をのがれて、今ではその才能が忠邦の認めるところとなっていた。

今の忠邦は寝てもさめても印旛沼のことが頭から離れない。これまで何びとが手を着けても失敗したこの事業を己れの手で完成させたいという功名心がある。外夷の侵寇に備えて奥州から江戸への米穀の輸送を安全にしたいという念願だ。印旛沼の開鑿によって検見川沿岸に美田が生じるというのは、彼には副次的な目的にすぎなかった。

忠邦にはまだ改革したいことがいっぱいある。寛永年間につくられた幕府制度の矛盾は、この際、外敵を迎えた場

合の一大障害となつてゐる。たとえば、商業の中心地である大坂の防備には幕府は何一つ直接指揮できない立場に置かれてゐる。この辺には紀州はじめ各大名の封地が割拠してゐて、必ずしも幕府の意のとおりに動くとはかぎらない。忠邦はせめてこういう重要な土地だけでも幕府の直轄地として防備を固めたかつた。そのためには各大名の領土を他に移さなければならぬ。——こんなことも忠邦は考へてゐる。

忠邦は鳥居甲斐のような人物を使う一方、外敵に備へるための防備手段には蘭学者の意見をよく聞いてゐた。渋川六蔵、牧穆仲、佐藤信淵などが彼に用ゐられた。

それにしても、將軍家慶の信任を確固としてつないでゐなければならなかつた。

家慶はいわば何もしない將軍だつた。取柄はおとなしいというだけである。それに比べると、家齊は晩年の阿呆らしさはあつたが、約五十年間に互る彼の統治期間の前半は見るべき施策が多かつた。家慶は家齊が大御所となつて西の丸にゐる間、頭が上がらなかつた。

家慶が忠邦の改革を支持してゐるのは、家齊に抑えつけられてきた鬱憤が改革のかたちで家齊政治を破壊してゐるからだ。だから家齊の側近に仕えていた水野美濃守、林肥後守、美濃部筑前守など、文恭院の枢の土が乾かないうち

に忠邦が疾風迅雷のように処分したのは、家慶のはなはだ満足するところであつた。以後の法令も家齊時代に過熱した奢侈を抑制する意味で、これまたアンチ家齊政策として歓迎してゐた。

しかし、それはただ前代の施策に対する反感から忠邦の改革に満足してゐる程度で、家慶がどこまで彼の積極さを支持してくれるか、忠邦自身にもよくわからない。

少なくとも忠邦は家慶の信任をもつと得ておかなければならないことだけは感じとつてゐる。將軍の気持ちが少しでも彼から離れると、いま、鳴りをひそめている政敵がその隙に群り立つことは必定である。

忠邦はその意味で家慶が日光社参を希望してゐるのは絶好の機会だと思つた。この際、彼の満足するような行事を果たして、その歎心を得たいのだ。

ところが、それを来年四月に挙行するとして、これに要する費用を胸算用してみると、どう節約してみても二万両はかかる。

ところが、天保十三年の年末決済では、幕府の歳入は金一百十萬四千四十五兩、米五十七萬七千七百石となつてゐるのに対し、歳出は金一百六十三萬五千二百八十八兩、米で五十七萬四千三十三石となつてゐる。つまり、米において七千六百五十石を余すが、金においては五十三萬四千八百兩

不足となっている。

これを報告した勘定奉行梶野土佐守も、「困ったことです」

と、ただ憂鬱な顔をしているだけだ。

幕府は、たびたび云うとおり、数回に亘る貨幣改鑄で、その差益金によって急場を凌いできたし、一方では富裕町人に御用金を申し付けることで何とか当面をこまかしてきたが、もうこれ以上には策がない。後藤三右衛門の要求を容れてふたたび貨幣改鑄をやるか、またまた商人に御用金を申し付けるかしなければならぬ。

ところが貨幣改鑄は、その質をますます悪くするばかりで、悪評は巷に漲っている。また商人への献金申付けもたび重なっているのです、仏の顔も三度、いずれもそっぽを向かれています。今度の日光社参の費用二万両にしても、この絶対不足の府庫からは捻出のしようもないほどだった。

もともと幕府の財政は、入るを量って出るを制するという原則に立っているのです、入用のものをあと先見ずに勝手に使うことはできない。しかるにそれを無視してその支出面で昔どおりに浪費をしているのが大奥方面の経費だった。改革以来、忠邦はできるだけ緊縮政策を採っているが、こと大奥に関しては無干渉だったのである。

大奥の費用は、家斉時代に厩大なものにふくれ上がった。ことに彼が大御所となって西の丸に引っ込んでからも、さながら現將軍と同じように大奥女中をふやしたので、本丸と合わせて実に六百人の多きに達していた。そのうえ、二十一人の愛妾が生んだ五十人あまりの子女を片づけるのに諸大名へいちいち持参金を付けてやったから、その出費だけでもたいそうなものだった。家斉の豪奢さは、その独裁ぶりを發揮して遠慮会釈なく、文字どおり金を湯水のように使った。

忠邦の改革で大奥女中の人数をかなり減らしはした。家斉没後はその愛妾を片づけたのでそれに連なる直系の大奥女中などを整理追放してきたが、それでもなお吉宗のころの質素さに返すわけにはいかなかった。

歴代の老中が大奥の改革だけは怖気をふるって手を着けずにした。ひとたび、これにふれると、どのように反撃されるかわからないのである。ことに家斉の大御所時代、お美代の方などが政治や人事にまでも嘴を入れたから、表が大奥に政治的な干渉するのは禁忌となっている。

忠邦自身も、肥前唐津から遠州浜松にみずから望んで移って以来、老中への狼官運動はお美代の方に縋って行なってきた。

しかし、そのお美代の方も、一介の後家として西の丸か

ら追われている、いつまでも大奥を財政の治外法権圈にしておくわけにはいかない。

忠邦は、この年に使われた大奥の費用をざっと調べてみた。すると、二十二万三百両余に上っている。約百数十万両の歳入国家予算に対して、実に二割強の経費だ。

大奥の女中の俸給を見ると、たとえば年寄は切米五十石、合力金六十両、十人扶持、炭十五俵。中臈は切米二十石、合力金四十両、四人扶持。御錠口は切米二十石、合力金三十両、五人扶持。表使いは切米十二石、合力金三十両、三人扶持。

——というふうになっていて、以下女中の各階級身分に準じて支給されている。

この中に炭代というのがあるが、これは高級女中が長局の部屋に使う木炭代の手当で大奥全体の公用の分は別である。大奥全体で使う炭代だけでも年間約一万五千両を消費する。

大奥女中の服装や持物にしても以前のままに許されているから、市中で奢侈禁止令が行なわれても、ここだけはどこ吹く風かと云いたげである。たとえば、市中では金糸銀糸の縫取りはまかりならぬ、髪飾りには金銀鼈甲の類を用いてはならぬと禁令を出しても、大奥だけは相変わらず眼もあやな髪飾りや衣装が横行しているありさまだ。

忠邦は、この大奥の冗費を何とか削減できないものかと考えた。予算の絶対不足面を考えると、大奥の龐大な費用を何とか切り詰めなければならない気持ちになってくる。

忠邦も大奥に手をつけることがどのように怖いかは、よく承知していた。しかし、世は挙げて勤儉節約の時代だ。大奥女中も市中のありさまはよく知っているはずだ。いくら利己主義の特殊社会でも多少の協力はしてくれるにちがいない。また、忠邦には、歴代の老中ができなかったことを自分の手でやってみたいという己の実力への恃みがある。すくなくとも、その自信を驗したい誘惑に駆られていた。

お美代の方にすがって老中に引き立てられた八年前の忠邦と現在の彼とは違っていた。今や彼の威令は世を圧している。吉宗の時代に大奥女中を大量整理した他人の業績に彼も負けたくないという気持ちがある。もしこれで成功すれば、伏魔殿のような大奥を征伐したということで忠邦の声望はさらに確固たるものになるのだ。

だから、忠邦も大奥に急激な改革を要望するつもりはなかった。だが、その漸進政策すら、相当な勇気がいるのだ。

忠邦はここで家慶の内諾を得ておく必要を感じた。まず、將軍から協力の約束をとりつけておかねければならない。

忠邦が家慶の前に出て財政面の実態を説明すると、